

介護福祉士実務者 研修受講資金貸付



のご案内

介護福祉士の資格を取得し、将来宮崎県内において介護業務に従事しようとする方々に実務者研修受講資金を貸し付ける制度です。2年間従事することで返還が免除されます。

対象者

実務者研修受講者で、実務者研修を修了後、最初に受験申込みが可能となる年度に行われる介護福祉士国家試験を受験できる方であり、次の1～3までのいずれかに該当する方
貸付申請は受講期間中です。入学前や終了後の申請はできません。

- 1 宮崎県に住民登録し、修了後宮崎県内において介護等の返還免除対象業務に従事しようとする方
- 2 宮崎県内の実務者研修の受講者であって、修了後宮崎県内において介護等の返還免除対象業務に従事しようとする方
- 3 実務者研修の受講者となった年度の前年度に宮崎県に住民登録をしていた方で、実務者研修受講のために転居をしたが、修了後宮崎県内において返還免除対象業務に従事しようとする方

貸付額

20万円以内(1人につき1回限り)

実務者研修施設に支払う授業料、参考図書等に充てることができます。

返還免除

実務者研修を修了した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、宮崎県内において返還免除対象業務に**2年間**従事したとき

2年間とは在職期間が通算730日以上であり、かつ業務に従事した期間が360日以上必要となります。

返 還

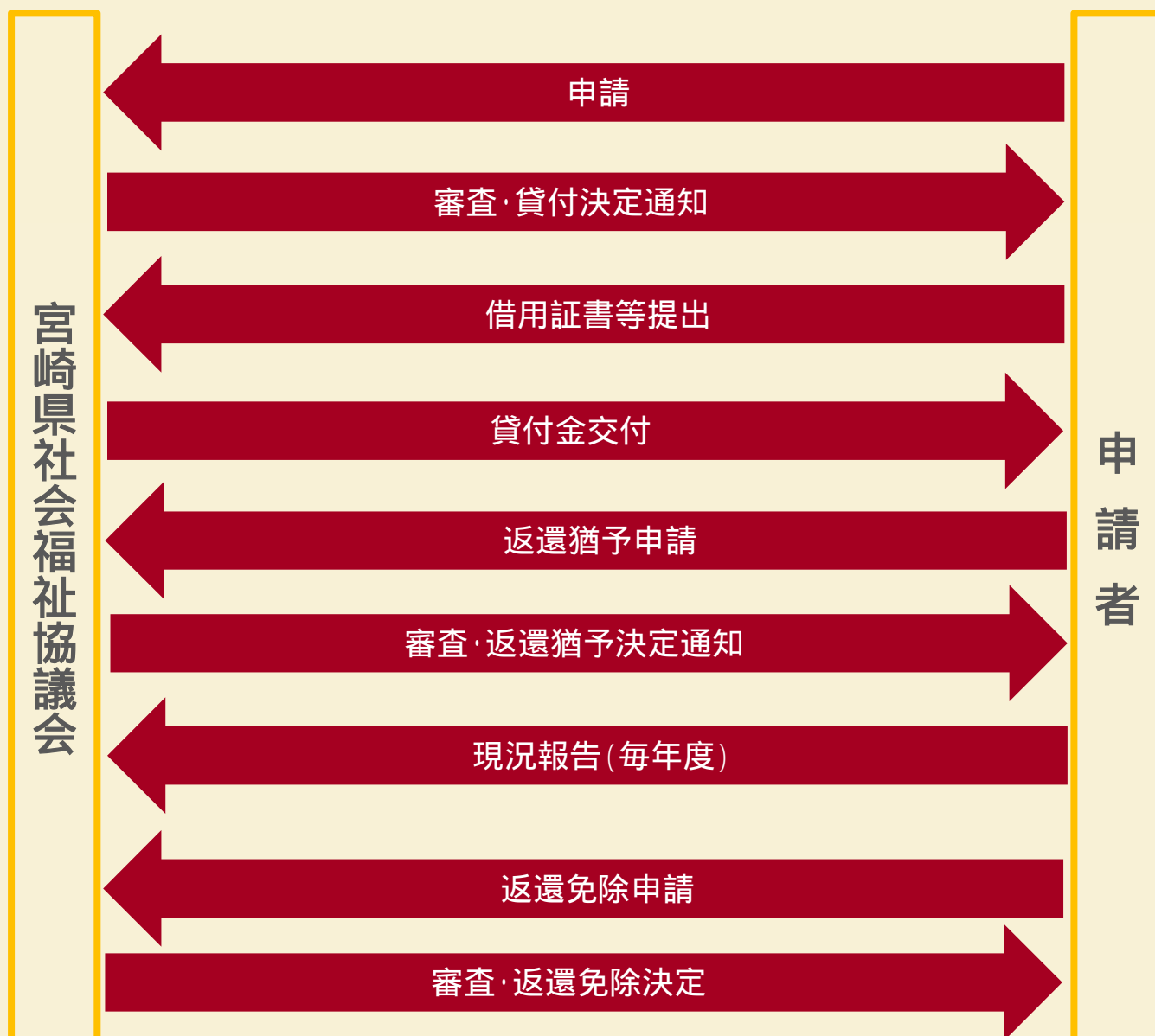
以下の場合、受講資金の返還が生じます。

- 1 貸付契約が解除されたとき
- 2 実務者研修修了後、1年以内に介護福祉士として登録せず、又は宮崎県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき
- 3 宮崎県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき
- 4 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- 5 実務者研修を修了した日から1年以内に返還の債務の履行猶予がなされなかったとき

申 請

実務者研修施設等へ入学後、本会より申請関係書類を受け取ってください。
従事している介護施設や事業所等実務者研修施設の長の推薦状が必要となります。
申請関係書類を御記入後、直接本会へ申請してください。

貸付の流れ



ポイント 対象となる「返還免除対象業務」とは？

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務とします。

制度の詳細や各種様式は宮崎県社会福祉協議会ホームページにて御確認ください。

お問合せ・お申込み先

社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 福祉人材貸付相談室

住所：〒880-8515 宮崎県宮崎市原町2-22(県福祉総合センター人材研修館内)

URL：<http://www.mkensha.or.jp/>

電話：0985-61-2424